

起業家や中小企業の挑戦的な取り組みを支援

令和6年度

とがちビジネスチャレンジ補助金 公募要領



公益財団法人とがち財団

十勝の持続的な経済成長を促進するため、
起業家や中小企業が取り組む、
新事業・新製品・新サービスの開発、新市場の開拓や、
競争力・生産力向上に資する「ものづくり」、
事業拡大などの幅広い取り組みを支援します。

とちぎ財団は食品分野・機械分野における「ものづくり支援」を基盤に、
地域の商品等の PR・販路拡大を目指した「地域ブランド戦略の推進」、
起業・創業・事業創発の推進を推進するための「事業創発支援」など、
十勝地域の産業活性化に資する産業人材の育成に取り組んできました。

本補助事業では十勝地域で起業・創業する方や、
既存事業の競争力・生産性向上に取り組む挑戦的な企業を
より多く輩出することを目的としています。
「新たな価値」を創出しようとする起業家や、
先導的な「ものづくり・サービス」に
取り組む中小企業などに「資金」の支援を行います。

新たな価値の創出や、既存産業の課題解決を図るビジネスプラン、
地域経済に波及効果をもたらすようなビジネスプランを持った
チャレンジャーのご応募をお待ちしております。

1. 事業の目的

当補助金は、地域事業者の自律的な成長や、ものづくり産業の活性化を支援し、十勝の持続的な経済成長を促進することを目的に実施します。十勝地域で起業創業する方や中小企業が取り組む、新事業・新製品・新サービスの開発、新市場の開拓や、競争力・生産力向上に資する「ものづくり」、事業拡大などの幅広い取り組みを支援します。

2. 支援区分・対象者・補助率・上限額

支援区分	対象者（※）	補助率	上限額
【A】 アーリーステージ	設立5年以内の 事業者 (設立予定を含む)	10/10	300万円
【B】 グロースステージ	設立6年以上の 事業者	2/3	400万円 上限額を申請する場合の 総事業費：600万円

※詳細は「4. 補助対象者の要件等」をご確認ください

3. 補助対象事業

本事業に申請する際には、以下のいずれか1つの区分で申請してください。

事業・取組みの内容
① 新規事業構想の確立、新製品・新技術・新サービスの開発に資する取組み (例：先進地視察、市場調査、商品・サービスの考案、基礎研究、実用化試験、プロトタイプ開発、実証実験、テストマーケティング 等)
② 実施事業の競争力・生産性向上に資する新たな取組み (例：先進地視察、市場調査、生産ラインの改良、既存商品・サービスのリニューアル、ブランディング再構築 等)
③ 実施事業の拡大・成長（販路開拓等）に資する取組み (例：先進地視察、市場調査、商品・サービスのPR・営業、展示会出展、デザイン開発・改良 等)

4. 補助対象者の要件等

(1) 各ステージ共通事項

- ・主たる事業所が十勝管内にあること。
- ・中小企業基本法に基づく資本金（または、出資総額）、従業者を基準とした中規模以下の事業者または従業者を基準とした小規模以下の企業、個人事業主等であること。
- ・または、本補助金の事業実施期間中に、十勝管内において法人設立登記又は移転登記を予定している事業者、もしくは開業届を提出予定の事業者。

※大規模企業等が1社で50%以上を出資している企業、または複数の大規模企業等が

合計で 50%以上を出資している企業は対象外とします。

<中小企業の定義>

業種分類	項目	小規模	中規模
製造業・その他	資本金の額又は出資の総額	-	3 億円以下または
	従業者数	20 人以下	21 人～300 人
卸売業	資本金の額又は出資の総額	-	1 億円以下または
	従業者数	5 人以下	6～100 人
小売業	資本金の額又は出資の総額	-	5 千万円以下または
	従業者数	5 人以下	6～50 人
サービス業	資本金の額又は出資の総額	-	5 千万円以下または
	従業者数	5 人以下	6～100 人

- ・ 1 期以上の決算書類（個人事業主の場合は 1 年[12 か月分]確定申告書）を提出できること。ただし、起業後まだ決算期を迎えていない者、もしくはこれから起業する者は「事業計画書」及び「収支計画」を提出できること。
- ・ 申請者（企業等）が反社会勢力に関与・協力していないこと。
- ・ 布教活動・宗教活動・政治活動を目的とする事業でないこと。
- ・ ネットワークビジネス、ねずみ講、マルチ商法などにあたる事業でないこと。

(2) ステージ別事項

【A】 **アーリーステージ**

- ① 平成 31 年(2019 年)1 月 1 日以降に法人を設立した事業者または開業届を提出した個人事業主
- ② 本補助金の事業実施期間中に、十勝管内において法人設立登記を予定する事業者、もしくは開業届を提出予定の個人事業主(※法人登記、もしくは開業届を提出できなければ補助金の交付が取り消されます)

【B】 **グロースステージ**

- ・ 平成 30 年(2018 年)12 月 31 日以前に法人を設立した事業者または開業届を提出した個人事業主

※十勝地域への法人移転（予定を含む）を行った事業者については移転前に法人設立登記を行った日、十勝地域への移転（予定を含む）を行った個人事業主については移転前に開業届を提出した日を起算日とします。

5. 補助対象経費

- ・上記3「補助対象事業」の推進に必要と認められる経費（運転資金は除く）

対象経費
原材料費、治具・工具費、機械装置等購入費、旅費交通費、印刷製本費、通信運搬費、資料購入費、使用料、賃借料、消耗品費、参加費負担金、広告宣伝費、出展料、出展装飾費、専門家謝金、専門家招聘旅費交通費、外注費（委託費）、知的財産権取得費、先行技術調査費、試験・分析費、人件費（※但し、経営者・役員報酬・既存従業員に係る給与等を除く）、その他事業推進に特に必要と認められる費用

※人件費については、新規事業の推進や新たなものづくりに資する人材を新たに雇用する経費（雇用の創出）のみを対象とする（既存従業員に対する人件費は除く）。

6. 応募手続等の概要

(1) 申請書類の提出先

公益財団法人とかち財団 事業創発支援部 事業創発グループ

住所 〒080-0012 帯広市西2条南11丁目12番地1 天光堂ビル1階（LAND）

電話 0155-67-7895

(2) 受付期間

令和6年3月1日（金）から令和6年4月8日（月）17時00分まで（必着）

(3) 事前相談期間

令和6年3月1日（金）から令和6年3月29日（金）まで

※申請書のご提出前に、LAND コーディネーターへのご相談をお勧めします。

(4) 応募方法

当財団（LAND）まで申請書類一式を郵送またはご持参いただくか、電子データにてご提出ください。

(5) 採択予定件数

全体で4件程度（予算の範囲内）

(6) 申請書類

次の申請書類を提出してください（紙媒体での提出または電子データでの提出のいずれかの方法によること）。

（紙媒体での提出の場合：原本1部を申請書類の提出先に郵送または持参 [原本がカラーのもののはカラーで提出]）

（電子データでの提出の場合：bizchallenge@tokachi-zaidan.jp に電子データを送付）

① とかちビジネスチャレンジ補助金 申請書（様式第1号）

② 申請者概要（様式第2号）

③ 事業計画説明書（様式第3号）

④ 費用明細書（様式第4号）

⑤ 添付書類

○決算関係書類

- ・【法人の場合】直近3期分の決算書類（3期に満たない方は創業後の期数分）
 - ・【個人事業主の場合】直近3期分の確定申告書（3期に満たない方は創業後の期数分）
- ※起業前、もしくは1期分の決算書類がない場合は「収支計画書」（任意様式）

○事業開始日が分かる書類

- ・【法人の場合】商業登記簿謄本
- ・【個人事業主の場合】個人事業の開業届出書

※本補助金の事業実施期間中に、十勝管内において法人設立登記又は移転登記を予定している事業者、もしくは開業届を提出予定の事業者については、事業開始日が分かる書類を追ってご提出いただきます。

○会社の概要が分かる資料

- ・会社パンフレット等

(7) スケジュール

① 3月1日（金）～3月29日（金）まで 事前相談期間

② 4月8日（月）17:00まで 申請締切

- ・応募期限内にすべての書類を整えて提出していただく必要があります。

③ 4月中旬～5月上旬 書類審査～合否通知

- ・書類による審査を行います。合否が決定次第通知します。

④ 5月下旬～6月上旬 面談による審査（書類審査の合格者対象）

- ・申請のあった事業計画について、申請者より説明を10分程度行っていただきます。その後、選考委員との質疑応答を行います。
- ・具体的な日時や場所については書類審査合格者へ別途ご連絡いたします。

⑤ 6月上旬 採択・不採択通知

- ・申請内容や面談審査の内容を踏まえ、選考します。合否が決定次第通知します。
- なお、採択されても、減額となる場合があります。

⑥ 6月中旬 採択者説明会

- ・採択者向けに、本事業についての諸手続きや留意事項について説明いたします。

⑦ 交付決定日より 事業の実施

- ・事業実施に並行し、銀行振込書や領収書等報告に必要な書類を常に整理しておいてください。
- ※採択～助成金交付決定前の支出は対象経費として認められませんのでご注意ください。

⑧ 令和7年1月31日（金） 事業終了

- ・令和7年1月31日までに事業を終了してください。
- ※事業終了後の支出は対象経費として認められませんのでご注意ください。

⑨ 令和7年2月14日（金）12:00 まで 報告書提出

- ・事業終了後速やかに実績報告書（事業実施内容及び費用の報告と支出内容の分かる領収書等の証憑類）を提出していただきます。

⑩ 令和7年3月末日まで 精算

- ・報告内容を精査し、助成額を令和7年3月末日までに確定し、精算します。

11 事業報告等

- ・採択後5年間は、毎年1回、当財団の求めに応じて事業進捗の報告をしてください。
- ・当財団が補助金事業の成果等をPRする際に、協力を求めることがあります。

以 上